

## 二つの基地返還問題



門倉政秋

いま横浜市内で、基地問題をめぐって大きな二つの市民運動が行なわれている。

ひとつは、モータープールの接收解除、もうひとつは、旧根岸競馬場跡地の取得問題である。

そこで、この二つの市民運動をめぐっての実態と考え方をのべていくことにする。

横浜ノースドック内にあるモータープールは、昭和20年9月26日に接收され、面積は99,000平方メートル<約30,000坪>で、全部国有地である。

本市は、この場所をいち早く、処理区域5.030ヘクタールにおよぶ下水処理施設<110万人槽>の候補地にあげ、昭和39年5月以来、鋭意促進運動をつづけてきた。

最近の状況は、さる10月18日、鶴見・神奈川・西の3区代表団が山上防衛施設庁長官へ会見、種々陳情された結果、同長官から回答のあったつぎの事項を基本として検討されている。

①本問題に関し、前回<昭和44年7月18日の神奈川区民大会代表団陳情>「努力する」といったが今回は、「見通しは明るい」と答えられること。

②それは、ノースドック内の資材置場へ移転することで、米側と基本的に了解できているからであること。

③ただし、それには横浜市の協力をえたいこと。

④その協力とは、移転費などである。そうむづかしい条件ではないと思うので、ぜひそう願いたいこと。

以上のような回答のなかで、本市の負担する協力問題について、目下、論議が集中されている。

## 2———旧根岸競馬場

これはべつに、本誌で詳細な説明があると思うの

で、簡単にふれておきたい。

旧根岸競馬場は、昭和20年9月に接收され、総面積は、286,000平方メートル〈約86,000坪〉のうち旧馬場部分の165,000平方メートル〈約49,500坪〉が、さる9月25日の日米合同委員会で正式に返還合意となった。本市は、昭和42年以来、森林公園建設の構想を発表し、ここを過密のなかの息抜きの場所とし、返還されれば当然、既成事実として本市で優先使用できる方針をたててきた。

かくして、市民の要望がいれられ待望の返還となったが、思わぬ競願者がでてきた。

それは、この場所が日本最古の歴史をもつ競馬発祥の地であるというところから、将来とも顕彰していきたいと、第三者から意思表示がでてきたからである。しかも、潜在主権という考えも織りこんで主張しているようである。

しかし、本市には確たる根拠がある。それは、以前から長いあいだ接收解除運動をしてきた市民の熱望にこたえ、米軍がせっかくのゴルフ場も捨て横浜市民の手にかえしてくれた好意を忘れることができないからである。

このような経過からみれば、本市としては第三者の意図は考えず、土地所有者である大蔵省へよく事情を話し、折衝していけばよい。

目下、このような事情から、市民運動が活発に行なわれているが、大蔵省の理解ある措置をもってやがて本市へ最終需要者の決定があるものと確信している。

### 3———二つの基地問題をめぐって

以上、モータープールと旧根岸競馬場の実態のべてきたが、この二つの問題は、前者は接收解除を目的とし、後者は接收解除の目的は達成されたが、まだ、その跡地の利用について問題が残され

ている。この点いささか矛盾も感ずるので、その基地対策の本質についてのべてみたい。

(1)モータープールは、前述のとおり当面、本市へ施設の代替に要する費用を協力してほしい、といっている。

これは、一体どういうことでしょうか。山上長官の考えを一口でいうならば、「モータープールは解除してもよい。しかし、その引越料は横浜市でもってくれ。」ということになる。安保条約第6条の地位決定によれば、提供施設に要する費用は、当然、国の責任において国が支払うべきものである。たしかに、現状では、下水処理場の建設場所は、この一帯の海岸線をみても、この場所しかないことも事実である。しかし、国が本市の困っている状況をとらえて、それとひきかえに協力を出せということとは理屈に合わない。えてして急いでいるあまりに、協力、協力といって、それを出すことにつられがちになるが、それとこれとは筋が違う。

しかし、筋ばかりたてているわけではなく、たとえば、国の予算がこれこれ、どうしてもいくら足りないから、協力してくれまいか、というなら話は別である。

ひとつこのようなことになると、あとあと、つぎつぎに、このような手がでてきて、それは即、前例にならざる。欲しい欲しいとノドから手が出るような場合でもこんごのことを考えると、やはり本筋をしっかりとふまえていくべきである。しかし、山上長官も、目下、代替施設の費用捻出にいろいろ工夫しており、大蔵省との交渉の手だてとして、なにかよい方法はないかと考えておられるようである。

こんごは、防衛施設庁が大蔵省とのモータープールのリロケーション〈代替施設をつくりそこへ移転させる〉の予算折衝で可能性をもてるよう、本市としても大蔵省へ働きかけていく必要がある。

(2)旧根岸競馬場の跡地取得については、こんごそれを所管する大蔵省関東財務局〈管財第一部指導第一課〉と慎重な折衝ならびに検討をつづけていくべきである。

それには、横浜市民が真に要望している森林公園〈日本には、まだ外国にみられるような理想的な森林公園は少ないので、関係当局もニュアンスの点でぴったりこないむきもあるようだ〉の姿を、とくと知っていただく必要もある。

今回、返還された場所は、米軍がゴルフ場に使用していた所であることから、芝生あり、斜面ありで、子供がころがりまわって遊ぶのには格好の場所である。ただ、金網が張りめぐらされているので、一刻も早くこれを取りのぞき、子供たちを入れて、はねまわらしたいのが先決である。しかし大蔵省へかえてから、本市へただちに提供してもらおうというわけにもいかない。

それは、正式な手続により、やはり2～3カ月かかる。そこで、これらの手続は手続として、その間、暫定的に管理を本市へまかしてほしいと、さる11月12日、大蔵省関東財務局横浜財務部長あて市長名をもって申し入れた。

しかし、こうしたからといって、子供たちへ開放したことを盾にとって、本市への提供を強要するようなガメツイやり方をしているのではない。また、工事着手も若干必要となってくる。ただこれも、子供を安全に愉快にあそばせるため、多少の条件を整えてやる必要があるからである。

とにかく、市民運動の成果としてえた旧根岸競馬場の返還を第三者に、とんびに油あげされては困る。ここまできて目の前にぶらさがっている宿望の土地を、第三者に渡すことはできない。再度、市民ともどもに、所期の目的達成のため努力したい。

#### 4———ひとつの矛盾

この二つの運動をめぐって、つくづく考えることは、せっかく骨折って接收解除の実をあげても、その跡地が民地ならともかく、国有地の場合、なぜ地元優先の措置を講じてくれないかということである。旧根岸競馬場の森林公園しかり、また本牧の海浜住宅〈1号住宅は昭和51年までに厚木基地内と横須賀の泊湾を埋めたと、そこへ移転することとなっている。〉にしても、将来、区画整理をして、そこへ道路・公園などの公共施設をつくる場合に、なかなか国有地を無償払下げになるということはむづかしい。本市の多年にわたる国家的な接收被害のことを、もう少し国の方でも考えてこれをカバーしてくれることはできないものかどうか。

このようにして考えていくと、なんのために接收解除の努力をしてきたのか、ときに、一瞬ポカンとしてひとつの矛盾を感じることもある。

過日、この話を防衛施設庁の首席連調官にしたところ、同感という答をだしてくれた。結果論だが旧根岸競馬場の場合でも返還までに最終需要者を決めていてくれば、市民が同じ施設のために、二度も運動をしなくてすんだのではないかと考える。そうすれば、あとは事務レベルで安心して計画をたてることができたはずである。

#### 5———こんごの基地対策

本市の接收図をみると、上瀬谷と深谷の通信施設をのぞく、残りの18施設は全部、臨海地帯の市街地に存在し、いわゆる基地公害をおこしている場所ばかりなのにおどろく。

昭和27年2月28日の行政協定調印の際、とりかわされた岡崎・ラスク交換公文にもとづく、米駐留

軍の使用に供する施設の決定については、「原則として、陸・空軍は都市地域外に駐留することとし、海軍はその各々の使命に合致した最小限の港湾地区に集中すること」、また「港湾ならびに倉庫施設は、可及的速やかに返還する。合衆国軍の補給のために必要な港湾ならびに倉庫施設は、日本国の商業上の必要性和海運発展との緊密な調整と相まって決定されること」などが明記されている。<この方針は、昭和35年6月23日の現行安保条約第6条にもとづく地位協定へと引きつがれ、いわゆる接收財産から提供財産へと、読み替えされている。>

さて、このような基本方針がありながら、全国でもっとも多く基地をもつ本市は、やはり、東京と横須賀の中間にあつて、絶好の補給基地となっているためであることは否めない。

そこで、この点をさらに追求し、こんごつぎのような方針で基地対策に対処していきたい。

第1に、本市の基地対策は、いかなる事情にあつても全面撤去をもつてのぞんでいくこと。第2にそこに基地があるために発生する公害<民生安定による周辺整備>は、全面撤去までの間の暫定措置として行なう考えであること。第3に、来年6月の安保再検討期までに、市内基地全体に対する接收解除の見込みをつけるべきであること。現在国民の世論を背にした安保条約のもとで、基地はあらたな局面を迎え、整備される転換期にきたといえる。その意味で、接收解除への努力が必要となってくることは、いうまでもない。

“一度、空から根岸の競馬場をみてごらん。まるで、過密地帯のなかで悠然と過疎現象をおこしている唯一の空間地であることが、よくわかる。その意味で横浜市は、太陽と緑に包まれた森林公園を絶対つくるべきだ。そうでもしないと、まったく息がつまる”とある幹部が、このように激励してくれた。いまのわたくしには身にしみる思いで

ある。

<総務局渉外部長>